

会社名 株式会社シーボン
代表者名 代表取締役社長 執行役員 崎山 一弘
(コード番号:4926 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理本部 取締役 執行役員 瀧 礼江
(TEL: 03-3404-7501)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第57期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次の通り定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(水)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(水)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項にかかる情報を法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条 変更前定款第18条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上